

# 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理 に関する法律案

宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与する。

## 法律案の概要

### (1)人工衛星等の打上げに係る許可制度

- 国内に所在する打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者は、その都度、許可を受けなければならない。(第4条)
- 許可申請処理の迅速化のため、人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定制度及び打上げ施設の適合認定制度を創設する。(第13条, 第16条)
- 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)は、簡略化した手続きにより人工衛星等の打上げ用ロケットの型式認定及び打上げ施設の適合認定を受けることができる。(第19条)

### (2)人工衛星の管理に係る許可制度

- 国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行おうとする者は、人工衛星ごとに許可を受けなければならない。(第20条)
- 人工衛星管理者が事業譲渡や合併等を行った場合、認可によりその法的地位を引き継ぐことができる。(第26条, 第27条, 第29条, 第30条)

### (3)ロケット落下等損害及び人工衛星落下等損害の第三者賠償制度

- ロケット落下等損害は打上げを行う者の無過失責任及び責任集中とし、人工衛星落下等損害は人工衛星の管理を行う者の無過失責任とする。(第35条, 第36条, 第53条)
- 打上げ実施者に対して損害賠償担保措置を講じる義務を課すとともに、民間保険契約では埋めることのできないロケット落下等損害の賠償については政府が補償することを可能とする。(第9条, 第40条)

### (4)内閣総理大臣による監督

- 内閣総理大臣は、打上げ実施者や人工衛星管理者に対し、必要に応じて、立入検査や指導・勧告、是正命令等を行う。(第31条, 第32条, 第33条)

### (5)その他

- 内閣総理大臣は、技術基準に関する内閣府令を制定、又は改廃する際には、宇宙政策委員会の意見を聴かななければならない。(第55条)
- 国が行う人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理については、許可制度の対象としない(ただし、無過失責任及び責任集中は対象)。(第57条)

## その他

- 施行期日: 公布後2年以内の政令で定める日とする。ただし、事業者からの許可申請等は公布後1年以内の政令で定める日から可能とする。(附則第1条)
- 経過措置: 施行前に開始されている人工衛星の管理については、許可制度の対象としない。(附則第4条)

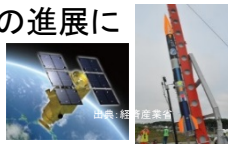
# 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律

宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可制度並びにこれらに起因する損害の賠償に関する制度を創設することにより、宇宙開発利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与することを目的とする。

## 1. 法律案の背景・必要性

### (背景1) 民間の宇宙活動の進展

- 近年、人工衛星及びロケットの小型化、低価格化の進展等により参入障壁が下がった結果、民間の宇宙活動が進展。  
※世界の宇宙機器産業は、年率7%以上で成長  
※2014年の商業打上受注数の約半数は、SpaceX
- 民間の宇宙活動の進展は、海外受注の獲得等を通じて、我が国の宇宙産業基盤の持続性確保に寄与。
- \* 宇宙基本計画上、我が国の宇宙機器産業の事業規模は10年間で5兆円
- 我が国の民間の宇宙活動の進展により、新産業・サービスや雇用機会の創出に期待。



### (背景2) 宇宙諸条約の担保措置

- 我が国は、宇宙活動に関するルールを定めた宇宙条約(昭和42年)、宇宙損害責任条約(昭和58年)等を締結済み。
- これまで我が国の宇宙活動は宇宙航空研究開発機構(JAXA)をはじめとした国と特別の関係をもつ者のみが行ってきたため、従来はJAXA法等により宇宙諸条約を担保。
- 近年の民間の宇宙活動の進展により、これに対応する宇宙諸条約の担保法が必要。

### (背景3) 宇宙基本法の制定(平成20年)

- 宇宙活動に係る規制等に関する法律の整備をすべきことが規定(基本法第35条)。

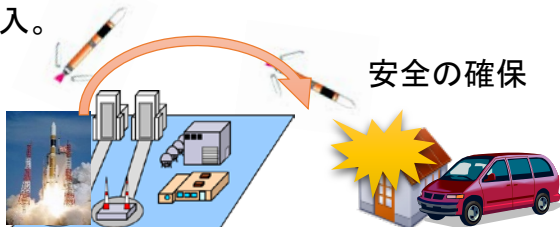
### 法律案の必要性

- 民間の宇宙活動の進展に対応して、
- 民間の宇宙活動に係る宇宙諸条約の担保法が必要。
  - 人工衛星等の打上げ等に際し、公共の安全確保に万全を期するとともに、損害賠償が必要な場合に被害者を迅速に保護する必要。
  - 産業振興の制度インフラとして法整備が必要。
    - ・政府補償契約の設定により、事業者の損害賠償リスクを定量化。
    - ・ルールの事前明確化により、事業リスク低減、予見可能性向上に寄与。
- \* 米国では、商業打上げ法の制定を契機に、SpaceX社等が商業打上げ市場へ参入

## 2. 法律案の概要

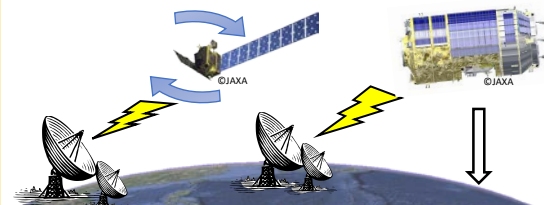
### 人工衛星等の打上げに係る許可制度

1. 人工衛星等の打上げを許可制とし、飛行経路周辺の安全確保、宇宙諸条約の的確かつ円滑な実施等について事前審査。
2. ロケットの型式設計、打上げ施設の基準への適合性について事前認定制度を導入。



### 人工衛星の管理に係る許可制度

人工衛星の管理を許可制とし、宇宙諸条約の的確かつ円滑な実施、宇宙空間の有害な汚染等の防止、公共の安全の確保、再突入における着地点周辺の安全確保等について事前審査。



### 第三者損害賠償制度

1. 人工衛星等の打上げに伴い地上で発生した第三者損害を無過失責任とするとともに、打上げ実施者に責任を集中。
2. 打上げ実施者に損害賠償担保措置の実施を義務づけ。
3. 2の損害賠償担保措置でカバーできない損害について、政府が補償契約を締結できる制度を導入。
4. 人工衛星の管理に伴い地上で発生した第三者損害を無過失責任とする。

